

【平成 年分】

## 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

番 号

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、取引報告書などに基づいて記載してください。

住 所 (前住所)	( )	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話) ( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

## 1 所得金額の計算

			未公開分	上 場 分
収 入 金 額	譲渡による収入金額	①	円	円
	その他の収入	②		
	小 計 (①+②)	③	申告書第三表⑦へ	申告書第三表⑦へ
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取得費（取得価額）	④		
	譲渡のための委託手数料	⑤		
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1） （△を付けずに書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨		
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2） （⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩） （赤字の場合は△を付けて書いてください。）		⑪	申告書第三表⑥②へ	黒字の場合は申告書第三表⑥③へ
本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫	申告書第三表⑥⑤へ	申告書第三表⑥⑤へ
繰越控除後の所得金額（※4） （⑪－⑫）		⑬	申告書第三表⑦①へ	申告書第三表⑦①へ

（注）上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 「特定管理株式等」とは、租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式及び特定保有株式をいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「上場分」、「未公開分」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の2の⑨欄の金額を、「未公開分」、「上場分」の順に、⑪欄の金額を限度として控除します。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の⑫欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

特例適用条文

措法 条の

措法 条の

整理欄

(平成23年分以降用)

「上場分」の⑪欄が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税の確定申告書付表」も記載してください。

## 2 申告する特定口座の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )	円	円	円
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
源泉口座 ・ 簡易口座	証券会社 銀行 ( )	本店 支店 出張所 ( )			
合計 (上場分 (特定口座))			1面①へ	1面④へ	申告書第二表「所得の内訳」欄へ

## 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等)の所在地・名称等	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
未公開分 ・ 上場分	..		株 (口)		円	円	円	.. (...)
未公開分 ・ 上場分	..							.. (...)
未公開分 ・ 上場分	..							.. (...)
未公開分 ・ 上場分	..							.. (...)
未公開分 ・ 上場分	..							.. (...)
合計	未公開分				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	
	上場分 (一般口座)				1面①へ	1面④へ	1面⑤へ	